

改正

令和4年12月16日条例第14号

太子町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、町が設置する公の施設の管理を行わせる者（以下「指定管理者」という。）の指定の手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の指定の申請)

第2条 指定管理者の指定を受けようとする団体は、規則で定める申請書に次に掲げる書類を添えて当該公の施設を管理する町長又は委員会（以下「町長等」という。）に申請しなければならない。

- (1) 管理を行う公の施設の事業計画書
- (2) 前各号に掲げるもののほか、町長等が特に必要と認める書類

2 前項の規定は、既に指定を受けている公の施設において、その期間満了後の再指定を受けようとする場合に準用する。

(指定管理者の指定)

第3条 町長等は、前条の規定に基づき申請書等を提出した団体のうちから、次に掲げる基準を総合的に審査し、適当と認める団体を指定管理者の候補とし、議会の議決を経て指定管理者として指定するものとする。

- (1) 事業計画書の内容が、利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が、公の施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有しているものであること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、公の施設の設置目的を達成するために十分な能力を有しているものであること。

2 町長等は、指定管理者の指定を行ったときは、その旨を告示しなければならない。

(協定の締結)

第4条 指定管理者の指定を受けた団体は、町長等と公の施設の管理に関する協定を締結するものとする。

2 前項の規定による協定で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 指定期間に関する事項
- (2) 事業計画に関する事項
- (3) 利用料金に関する事項
- (4) 事業報告及び業務報告に関する事項
- (5) 町が支払うべき管理費用に関する事項
- (6) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- (7) 公の施設の管理に関し知り得た個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。第6条において同じ。）の保護に関する事項
- (8) その他町長等が別に定める事項
(事業報告書の作成及び提出)

第5条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、その管理する公の施設に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、町長等に提出しなければならない。ただし、年度途中において第8条第1項の規定により指定を取り消されたとき又は年度末を含む期間の業務の停止を命じられたときは、その取り消された日又は停止を命じられた日から起算して30日以内に、当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 管理業務の実施状況
- (2) 公の施設の利用状況
- (3) 利用料金の収入実績
- (4) 管理経費の収支状況
- (5) その他町長等が別に定める事項
(個人情報の取扱い)

第6条 指定管理者は、公の施設の管理に関し知り得た個人情報を取り扱う場合については、個人情報の保護に関する法律第66条第2項の規定により準用する同条第1項の規定により指定管理者が講ずる安全管理措置を確実に実施するとともに、個人情報の適切な管理のため、第4条第1項に規定する協定に基づき必要な措置を講じなければならない。

2 指定管理者又は指定管理者が管理する公の施設の業務に従事している者（以下この項において「従事者」という。）は、公の施設の管理に関し知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又

は不当な目的に利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。

(業務報告の聴取等)

第7条 町長等は、公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関し、定期又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第8条 町長等は、指定管理者が前3条の指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

- 2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じられた場合において、指定管理者に損害が生じても、町長等はその賠償の責めを負わない。
- 3 第3条第2項の規定は、指定管理者の指定の取消し又は管理の業務の停止について準用する。

(原状回復義務)

第9条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は前条第1項の規定により指定を取り消されたとき若しくは期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命じられたときは、その管理しなくなった公の施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、町長等の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償義務)

第10条 指定管理者は、故意又は過失によりその管理する公の施設又は設備を損傷し、又は滅失したときは、それにより生じた損害を賠償しなければならない。

- 2 町長等は、指定管理者の責めに帰すことができない特別の事情があると認めるときは、前項の規定による賠償の全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長等が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和4年12月16日条例第14号抄)

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(太子町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第4条 この条例の施行の際現に指定管理者である者若しくは指定管理者が管理する公の施設の業務に従事している者又はこの条例の施行前において指定管理者であった者若しくは指定管理者が管理する公の施設の業務に従事していた者に係るこの条例による改正前の太子町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第6条第2項の規定による義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。